

令和5年度次代の文化を創造する新進芸術家育成事業
審査要領

I 採択案件の決定方法

申請された要望書について、学識経験者等で構成される次代の文化を創造する新進芸術家育成事業協力者会議（以下「審査委員会」という。）において分野毎に審査を行い、各評価項目の得点合計が高い者から採択案件に決定する。

II 審査方法

要望書に基づき、審査委員会において書類選考を実施する。但し、必要に応じて要望書作成者に対する面接選考（プレゼンテーション）の実施及び事業の詳細に関する追加資料の提出を求めることがある。

III 評価方法

評価は下記の各項目について、次の評価基準による5段階評価とし、審査委員会の委員ごとに合計点を算出し、これを平均したものを該当要望者の得点とする。

1. 評価項目

【新進芸術家や技術者等芸術活動を支える人材の育成事業】

1. 事業計画について

- ① 我が国の新進芸術家等の育成に資する観点から、趣旨・目的・育成対象等が明確に記載されている。
- ② 事業の内容が、応募分野における課題や求められている人材育成に対するニーズを踏まえたもので今後の発展に大きく貢献するものである。また、その説明が要望書において十分に記載されている。
- ③ 事業推進の方法及び内容、目標設定等が具体性・適正性・効率性において、優れたものである。
- ④ 過年度育成対象者の芸術活動継続状況等の事後評価を行っている。また、過年度育成対象者の育成後の受賞歴や、具体的な実績が明記されており、実施した事業内容において十分な成果をあげていると言える。
- ⑤ 育成対象者が一部地域や加盟者、加盟団体等に限定されておらず、その効果は分野全体や全国に及ぶものである。
- ⑥ 経費予定額の積算内容が適切である。

2. 団体実施体制について

- ⑦ 芸術団体・統括団体の実績に照らして課題解決に資する方策が実現可能な内容である。
- ⑧ 当該分野の発展に貢献する事業を展開するなど公共性が認められる。
- ⑨ 事業実務に精通しているとともに、事業を適切に遂行するための技術力及びノウハウを有している。

- ⑩ 事業運営及び経理等の業務管理を適切に遂行できる組織体制を有している。

【年鑑，調査研究等】

1. 事業計画について

- ① 応募分野の振興・発展に資する観点から，趣旨・目的等が明確に記載されている。
- ② 年鑑・調査研究等の報告書に掲載する内容が，【1. 募集概要—（11）】で記載の基礎データに関する調査が計画されているか。
- ③ データの調査方法や手段が具体性・適正性・効率性において，優れたものである。
- ④ 年鑑，調査研究の成果物の活用方法及び活用による効果が明確に記載され，またその内容が適正である。
- ⑤ 事業が応募分野の今後の発展に大きく貢献するものである。また，その説明が要望書において十分に記載されている。
- ⑥ 経費予定額の積算内容が適切である。

2. 団体の実施体制について

- ⑦ 芸術団体・統括団体の実績に照らして課題解決に資する方策が実現可能な内容である。
- ⑧ 当該分野の発展に貢献する事業を展開するなど公共性が認められる。
- ⑨ 事業実務に精通しているとともに，事業を適切に遂行するための技術力及びノウハウを有している。
- ⑩ 事業運営及び経理等の業務管理を適切に遂行できる組織体制を有している。

IV. 評価基準

1 「1. 事業計画について」及び「2. 団体の実施体制について」に係る評価基準

以下の評価基準により5段階評価を行う。

[評価基準]

大変優れている＝10点 優れている＝8点 普通＝6点

やや劣っている＝4点 劣っている＝2点

【加点項目】（年鑑，調査研究等限定）

応募分野の基礎データを調査可能であることに関する評価

「1. 事業計画について」に係る評価基準

以下の評価基準により加点を行う。

[評価基準]

下記4項目のうち該当する基礎データがあるごとに5点ずつ加点、最大20点の加点とする。

- ・応募分野の年間国内公演数
- ・応募分野の年間海外公演数
- ・応募分野の海外との共同作品制作数
- ・応募分野の海外で活躍する日本人数

V. 審査委員の遵守事項

ア 審査の公正，公平性の確保

審査委員は，申請者から何らかの不公正な働きがけがあった場合は必ず事務担当者にそのことを申し出なければならない。また，審査委員と申請者の間に利害関係が生じている場合は，原則として，以下の通り取り扱うものとする。

イ 利害関係者の範囲

- ① 申請者の要望書の中に，何らかの形で審査委員自身が参画する内容の記載があった場合
- ② 審査委員が所属している法人等から申請があった場合
- ③ 審査委員自身が，過去5年以内に申請者から寄付を受けている場合
- ④ 審査委員自身が，過去5年以内に申請者と共同研究又は共同で事業を行い，かつそのための資金を審査委員自身が受けている場合
- ⑤ 審査委員自身と申請者との間に，過去5年以内に取引が有り，かつ申請者からその対価を審査委員自身が受け取っている場合
- ⑥ 審査委員自身が，競争参加者の発行した株式または新株予約権を保有している場合

ウ 利害関係者に対する審査

審査委員は，審査開始までに，利害関係を有している場合は書面で事務担当者に提出しなければならない。そして，利害関係を有している場合は，以下に従って処理しなければならない。

- ① 審査委員と申請者との関係性が「利害関係者の範囲」に該当する場合
審査委員は，その利害関係を有している申請者の審査から外れなければならない。

- ② それ以外の関係性を有している場合

審査委員は，「利害関係者の範囲」に該当していなくとも，申請者（申請者が法人の場合はその役員，その他要望書中の研究代表者又は共同参画者等を含む）との間に社会通念上疑義を生じさせる関係性を有している場合も，その申請者の審査から外れなければならない。この場合の見極めの判断は，審査委員会において行う。

審査委員会は，申し出のあった審査委員以外の委員の中から委員長を決め，当該審査委員から説明を求めるなどにより審査への参加の是非を判断しなければならない。なお，審査委員会はその判断を拒否することもできる。この場合，当該審査委員はその申請者の審査からは必ず外れなければならない。また，当該審査委員自らがその申請者の審査から外れる旨を文書にて申し出

た場合も当該申請者の審査から必ず外れなければならない。

(申請者との間に社会通念上疑義を生じさせる関係性の例)

- ・親族関係若しくはそれと同等の親密な個人的関係
- ・緊密な共同研究を行う関係（例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆若しくは同一目的の研究会メンバーにおいて緊密な関係にある者）
- ・大学、国立研究開発法人等の研究開発期間において同一の学科、研究室等又は同一の企業の同一部署に所属している者
- ・密接な師弟関係若しくは直接的な雇用関係
- ・事業の採否又は審査が委員の直接的な利益に繋がると見なされるおそれのある対立的な関係若しくは競争関係

エ 秘密保持

審査委員は、審査の過程で知り得た個人情報及び申請する団体の審査内容に係る情報については、外部に漏洩してはならない。また、審査委員として取得した情報（要望書類等の各種資料を含む。）は、厳重に管理しなければならない。